

総 発 第 308 号
平成25年9月30日

庄内町議会議長 富 樫 透 殿

庄内町長 原 田 眞 樹

庄内町議会議員定数等調査特別委員会調査報告書に係る疑義について
(照会)

平成25年9月18日付け議発第58号で庄内町議会議員報酬の見直しの要請がありましたが、庄内町議会議員定数等調査特別委員会調査報告書に係る疑義について、別紙のとおり照会いたします。

なお、10月10日(木)までに回答願います。

1 町としての意見

町としては、現時点で次の事項により報告書の内容を受け入れることが出来ないと考えている。

- (1) 町の財政負担の増加が明らかであること。
- (2) 民意の確認が不十分であること。
- (3) 引き上げ根拠となる理由及び他町村との比較データ数値等が曖昧であること。

2 記述内容に対する疑問

(1) 定数2名減と、町の財政負担の増加の考え方について

報告書では、報酬等を1人当たり月額5万円（1年間で1人当たり約83万円）上げるため、財政状況も考慮し2名減の16名と結論づけている。

また、「定数2名減で、残り16名が1人当たり月額5万円増額すれば、年間で町の負担は600万円程度増加する。」と記載している。しかし、町の試算では、850万円超の人件費の増加が見込まれる（資料）。議会としてどう考えているのか見解を伺いたい。

(2) 増額予算の財源は町に求めるとの考え方について

議員報酬等の引き上げにより増加する財源の確保に対する調査特別委員会の考え方は、「町に任せる。」とのことだが、予算の増額に関しては、町に中長期的な負担の増加が伴うため、議会の要求どおりに増額を認めることは、これから迎える厳しい町政経営と、これまでのまちづくりに関する議会議論からして、180度逆行することとなる。議会としてどう考えているのか見解を伺いたい。

(3) 委員長報酬等の創設について

委員長報酬は、高畠町をはじめ県内どの町村でも支給していない。さらに、費用弁償や委員会費用等、他の費用も多く町村では支給されていない。そのような状況の中、本町だけが全てを現状に上乘せする提案は、町民の理解が得られるとは考えにくい。特に、委員会視察研修費用は、1期4年で1人当たり50万円と高額な上、現在は議会運営委員会や広報委員会でも同費用が予算化され、同じ議員に支出されることが多く、どこまでが正当な予算と認定できるのか再考を要する。

また、平成24年度からは、全員協議会開催に係る費用が新たに予算化されたものもある。議会としてどう考えているのか見解を伺いたい。

(4) 一般会計における議会費の占める割合について

町の一般会計に占める議会費の割合については、「報告書のとおり報酬を引き上げた後でも低い。」としている。本町は標準財政規模が県内1位であるため至極当然のことであるが、議会として敢えてこのことを記載した真意について伺いたい。

(5) 現状の社会情勢の認識について

県内の各自治体では、職員給与の引き下げに加え、特別職（三役）や議員の報酬等の引き下げが行われている。本町においても企業倒産や非正規職員の増大、米の仮払金の低下、消費税の増税見込みに加え、合併をした本町にとっては、最も大きく収入に影響する平成 28 年度からの普通交付税の合併算定替期間終了に伴い大幅な一般財源収入の減少が余儀なくされる。今後、高齢者の増加に伴い社会関係経費が増大する中で、議会だけが特別の存在として、一旦行えば長期にわたり町予算の負担の増加につながりかねないことを、議会としてどう考えているのか見解を伺いたい。

(6) 議員報酬の引き上げに関する民意の確認について

町の負担が増加することを承認する民意の確認は、議会の機能の上から重要事項と考える。調査における参考人やシンポジウムパネラー等、決定に至るまでの参考意見の提供者への報告書の内容確認と承認を行っているのか。

庄内町議会基本条例第 4 条第 1 項には、「議会は、(中略)すべての情報を積極的に公開するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。」と規定してあるが、報告書の内容については、町民に対する説明責任を十分に果たしているのか。また、果たしているとすれば、その十分な説明の手法とその期限を明確にされ、報告書の内容を町民が納得（理解）したと判断する時期とその根拠は何か、議会としてどう考えているのか見解を伺いたい。

(7) 県下で圧倒的な活動日数、205 日という内容について

活動日数を 205 日として他議会との比較を行っているが、当該日数は各常任委員会の活動日数等を合計した延べ日数であり、「活動日数に見合う報酬にすべき。」との意見は、再考を要する。

同一日に複数回開催された会議等については重複を除くなど、議員 1 人当たりの年間の実活動日数についての資料の提出を求める。

(8) 町民も報酬引き上げには理解を示しているとの意見について

ほとんどの町民意見や参考人意見は、「町の財政を考え、負担をかけない議員削減に見合った報酬の引き上げであれば。」とする条件が付いている。議会としてどう考えているのか見解を伺いたい。

(9) 平成 20 年 12 月提出の議員定数等調査特別委員会報告書との比較について

5 年前には、「議員報酬は、月額 215,000 円を維持する。委員長報酬は創設しないことが適正である。」と報告しているが、今回と比較して何が急が変わったのか。社会情勢は、現在の方がより厳しい環境にあると考えられるが、議会としてどう考えているのか見解を伺いたい。

(10) 特別職等との比較の妥当性について

議員報酬の額を類似団体の高島町に合わせているが、比較する事項は、職員給与、特別職(三役)報酬額など、総合的な町の規模や環境を考慮した比較をすべきである。

本町の町長給料額に対する議員報酬額の割合は30.5%で、高島町の30.8%と類似しており、5年前の報告書にある「報酬の目安といわれる町長の30%」とも整合性が取れている。報告書のとおり月額報酬を5万円引き上げた場合、その割合は37.6%となり、全国の町村平均31%を大きく上回る事となる。また、報告書3ページに「報酬額は県内のなかで22町村中21番目」とあるが、手当を含む総額は20番目であり、庄内地方町村議会議長会の中では最上位にある。このことは、町の一般職の給与等と整合性が保たれている。議員報酬の額のみを高島町に合わせることを議会としてどう考えているのか見解を伺いたい。

(11) 報酬及び期末手当の全国平均との比較について

全国町村議会議長会が調査した「第58回町村議会実態調査結果の概要(平成24年7月1日現在)」によれば、議員報酬月額全国平均は209,490円であり、本町の215,000円は低い額とはなっていない。さらには、報告書5ページに「期末手当は、現状維持が適正であると賛成全員で決定。」とあるが、本町の期末手当の加算割合は40%加算であり、全国932町村中、加算割合別内訳では最上位の25%以上の欄(資料)に位置していることから、全国的には決して低い額とはなっていないと考えるが、議会としてどう考えているのか見解を伺いたい。

(12) 平成20年度報告書による2名減と合わせて4名減とする意見について

この論法で考えると、本来の定数調査での考え方とは、かけ離れた視点とその結果になる恐れがあり、考え方に問題があると思われるが、議会としてどう考えているのか見解を伺いたい。

(13) 引用する資料の数値等について

報告書の各種調査事項を判断するときに引用している資料の数値等は、全国の数値を用いたり、県内の数値を用いたりしており、統一性に欠けている。都合の良い数値等を使い分けていると考えられるが、議会としてどう考えているのか見解を伺いたい。

(14) 積極的な情報の公開について

9月3日の本会議において、なぜ特別委員会委員以外の全議員が意見を述べなかったのか。町民に開かれた議会を標榜する本町議会として、ネット配信されない全員協議会の場の選択は誤りではないのか。議会としてどう考えているのか見解を伺いたい。

資料

議会報告書による議員報酬引上げ並びに議員定数減に伴う予算額の増減

(単位:円/人)

●報酬	平成25年度予算				議会報告案による				増減	
	月額	年額(1人当)	議員数	報酬額総額	月額	年額(1人当)	議員数	報酬額総額	月額	年間
議長	292,000	3,504,000	1	3,504,000	345,000	4,140,000	1	4,140,000	53,000	636,000
副議長	239,000	2,868,000	1	2,868,000	285,000	3,420,000	1	3,420,000	46,000	552,000
議員	215,000	2,580,000	16	41,280,000	265,000	3,180,000	14	44,520,000	50,000	3,240,000
計		8,952,000	18	47,652,000			16	52,080,000		4,428,000

●委員長報酬	平成25年度予算				議会報告案による				増減	
	月額	年額(1人当)	委員数	報酬額総額	月額	年額(1人当)	委員数	報酬額総額	月額	年間
委員長	0	0	5	0	5,000	60,000	4	240,000	5,000	240,000
副委員長	0	0	5	0	3,000	36,000	4	144,000	3,000	144,000
計			10	0			8	384,000		384,000

5(総務・産建・文厚・議運・広報)

☆(総務・産建・文厚)2に統合予定+議運・広報

●期末手当	平成25年度予算				議会報告案による				増減	
	月額	年額(1人当)	議員数	報酬額総額	月額	年額(1人当)	議員数	報酬額総額	月額	年間
議長	292,000	1,185,520	1	1,185,520	345,000	1,400,700	1	1,400,700		215,180
副議長	239,000	970,340	1	970,340	285,000	1,157,100	1	1,157,100		186,760
議員	215,000	872,900	16	13,966,400	265,000	1,075,900	14	15,062,600		1,096,200
計		3,028,760	18	16,122,260			16	17,620,400		1,498,140

○期末手当の加算措置(全国)

全国町村数	加算町村数	加算割合別内訳					未加算町村数	
		5%未満	5~10%	10~15%	15~20%	20~25%		25%以上
932	809	6	3	136	410	135	119	123

●共済費	平成25年度予算(6月補正合)				議会報告案による				増減	
	標準報酬月額	年額(1人当)	議員数	負担金合計	標準月額	年額(1人当)	議員数	負担金合計	月額	年間
全議員	220,000	1,370,160	18	24,662,880	270,000	1,681,560	16	26,904,960		2,242,080
事務費	15,000/人	15,000	18	270,000	15,000/人	15,000	16	240,000		△ 30,000
計		1,385,160	18	24,932,880			16	27,144,960		2,212,080

☆H25負担金率 標準報酬月額×12月×0.519 (毎年度変更される。)

●人件費全体	平成25年度予算		議会報告案による		増減	
	総額		総額		総額	
	88,707,140		97,229,360		8,522,220	